憲法十七条 現代語訳

第一条 和を大切にし(和を以て貴しとなす)、人と争うことのないようにしなさい。

第二条 三宝(仏とその教えとそれを説く僧)を深くうやまいなさい。

第三条 天皇の命令は、必ずつつしんで聞きなさい。

第四条 役人たちは、礼儀を正しくしなさい。

第五 条 よこしまな心をすて、公平な態度で裁判をしなさい。

第六条 悪をこらしめ、善をすすめなさい。

第七 条 その役目にはあった人に仕事をさせなさい。

第八条 役人は、朝早くから夕方おそくまで熱心に仕事をしなさい。

第九条 お互いに信じあうようにしなさい。

条 人がことなる意見でも、おこらないようにしなさい。

第十一条 功績、 過失を明らかにし、必ず賞罰を加えなさい。

第十二条 役人は、 人民からかってに税をとりたててはいけない。

役人たちは、 役人は、 他人の役目もよく知っておくようにしなさい。 お互いにしっとの心をもってはいけない。

第十四条

第十五条 自分の利益を考えずに、国のことを大事に考えなさい。

第十六条 人民を使うときは、その時期をよくみて使いなさい。

第十七条 大事なことは、必ずみんなと相談しなさい。